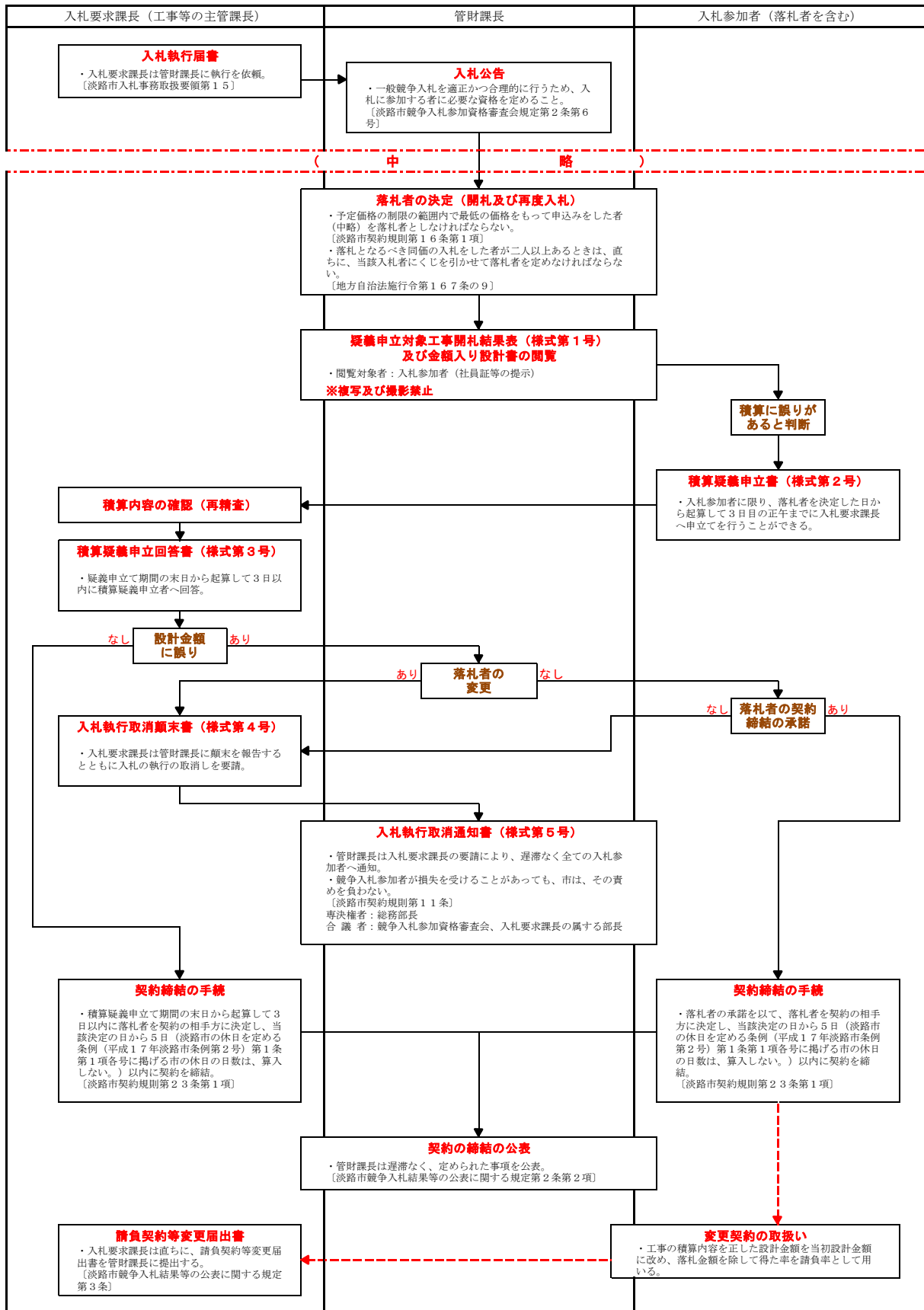


淡路市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱のフロー

【対象案件：制限付一般競争入札に付した工事】



注1 入札参加者は疑義申立て対象工事に係る入札（再度入札のあった場合は初度の入札）を行った者であり、無効とする入札〔淡路市契約規則第13条〕を行った者は含まない。

2 この要綱で定める所定の手続きは、淡路市契約規則第23条第1項に定める「契約の相手方を決定」する行為であり、同項に定める期間には算入しない。